

機内への持ち込み若しくはお預かりができるもの

- 1 数量は携行者1人について定めたものです。
- 2 質量及び容量は、正味質量及び正味容量です。ただし、装弾については包装込みの質量となります。
- 3 持込み手荷物は、搭乗者が航空機内において身につけ、又は携帯する物です。
- 4 受託手荷物は、搭乗者が航空機に搭乗する前に、航空機運送事業を営業者者に委託する物です。

品名	数量	備考
アルコール性飲料（アルコール度が24%を超え70%以下のもの）	5ℓ	持込み手荷物又は受託手荷物
非放射性の化粧品及び医薬品（エアゾールを含み、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg以下又は0.5ℓ以下のもの）	2kg 又は 2ℓ	持込み手荷物又は受託手荷物
副次危険性を有しない区分番号が2.2のエアゾール（スポーツ用品又は日用品であって、一容器当たりの質量又は容量が0.5kg以下又は0.5ℓ以下のもの）	2kg 又は 2ℓ	受託手荷物に限る
酸素又は空気（液化されているものを除く。）（医療用のもので小型容器に充てんして携帯するもの）	—	持込み手荷物又は受託手荷物
区分番号が2.2の高圧ガス（機械義肢に用いるもので小型高圧容器に充てんして携帯するもの）	—	持込み手荷物又は受託手荷物
装弾（国連番号が0012, 0014のものに限る。）	5kg	受託手荷物に限る
ドライアイス（生鮮食品等を冷却するために用いるもので炭酸ガスを放出する構造を有する容器及び包装に収納するもの）	2.5kg	持込み手荷物又は受託手荷物
喫煙用ライター（液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）	1個	持込み手荷物に限る
安全マッチ（小型のもの）	1個	持込み手荷物に限る
蓄電池（電動車椅子又は電動駆動補助具に用いられているものであって、短絡及び電池液の漏えいを生じないように措置したもの）	—	受託手荷物に限る
ヘアカーラー（炭化水素ガスが充てんしてあるものであって、熱源部には安全カバーが取り付けられているもの）	1個	持込み手荷物又は受託手荷物
夜光性塗料（時計等に使用してあるもの）	—	持込み手荷物又は受託手荷物

水銀気圧計（水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの）	1 個	持込み手荷物に限る
膨張式救命胴衣（炭酸ガスが充てんしてある小型のもの）と予備のガスシリンダ ー	胴衣 1 個、予備の シリンダ 2 個	持込み手荷物又は受託手荷物
熱を発生する器具（水中電灯及び携帯用半田ゴテ等であって、電源又は熱源が取り外されているもの）	ー	持込み手荷物に限る
銃砲刀剣類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 2 第 2 項第 2 号の銃砲刀剣類等をいう。）、銃弾その他航空機内における犯罪の制止のために使用される物件（日本の国籍を有する航空機にあっては、法令に基づき職務のため所持するもの。外国の国籍を有する航空機にあっては、当該外国において航空機内での所持が認められているもののうち、国土交通大臣が相当とみとめられるもの）	ー	持込み手荷物又は受託手荷物
水銀を含んだ医療用体温計（個人用であって、保護箱にいれてあるもの）	1 個	持込み手荷物又は受託手荷物
水銀温度計（水銀を浸透しない内張り又は袋を有し、かつ、十分な強度を有する容器に入れたもの）	1 個	持込み手荷物に限る
雪崩救難用バックパック（区分番号が 1.4 であって隔離区分が S の火薬類で含有量が 200mg 以下のもの及び区分番号が 2.2 の圧縮ガスで含有量が 250mg 以下のものであり、誤作動が生じないように包装され、かつバックパック内のエアバッグが圧力開放弁を有するもの）	1 個	持込み手荷物又は受託手荷物
リチウムイオン組電池（総等価リチウム含有量が 8g を超え、25g 以下のもの）を内蔵した電子機器と予備のリチウムイオン組電池（総等価リチウム含有量が 8g を超え、25g 以下のもの）であって、短絡しないように個々に保護されているもの）	ー 電子機器の数量 にかかわらず、予 備の電池 2 個	持込み手荷物に限る
燃料電池を搭載した電子機器と予備のカートリッジ（国際電気標準会議の安全基準に適合し、「APPROVED FOR CARRIAGE IN AIRCRAFT CABIN ONLY」の表示がされているもの）であって、引火性液体（メタノールを含む。）、ギ酸及びブタンのいずれかを含み、一カートリッジ当たりの燃料最大容量が液体については 200ml 以下、液化ガスについてはカートリッジが非金属性の場合 120ml 以下、金属製の場合 200ml 以下のもの）	電子機器の数量 にかかわらず、予 備のカートリッ ジ 2 個	持込み手荷物に限る